

一般社団法人日本私立看護系大学協会委員会規程

（目的）

第1条 一般社団法人日本私立看護系大学協会（以下「本法人」という。）定款第4条に定める事業活動を推進するため、各事業に定款第59条に規定する委員会を設置し、その構成及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会務）

第2条 委員会は各事業を円滑に遂行するため、以下の会務を行う。

（1）大学教育委員会

- ①教育内容（カリキュラム）、方法、評価の調査研究
- ②教員組織、教員の質・能力向上、教育能力・施設設備の調査研究
- ③教育に関するセミナー、ワークショップ等の実施
- ④上記①～③に関連する本法人の提言又は要望の案のとりまとめと理事会及び総会への報告

（2）研究活動委員会

- ①教員による研究費獲得の向上、学術研究の大学内環境や条件を向上するための方策の調査研究
- ②研究助成と研究ネットワークづくり
- ③研究に関するセミナー、研修会等の実施
- ④上記①～③に関連する本法人の提言又は要望の案のとりまとめと理事会及び総会への報告

（3）国際交流委員会

- ①看護における教育、学術及び文化の国際交流を通して、将来国際的に関連機関との連携協力及び援助に繋がるための方策の調査研究
- ②看護界の動静と看護学教育の国際交流の現状と将来についての講演会等の実施
- ③上記①、②に関連する本法人の提言又は要望の案のとりまとめと理事会及び総会への報告

（4）大学運営・経営委員会

- ①私立看護系大学の振興に必要な国、地方公共団体又は民間からの補助金、寄付金、その他の支援が可能になるような実態調査・分析
- ②大学運営・経営の向上に繋がる事業を展開するための方策の調査研究
- ③上記①、②に関連する本法人の提言又は要望の案のとりまとめと理事会及び総会への報告

（5）渉外委員会

- ①本法人の発展のため外部の組織に働きかけ、看護教育並びに看護専門職としての充実・発展に必要な国の制度や法令、文教行政や予算、高大連携についての確かな情報収集と分析・整理
- ②文部科学省、厚生労働省関係、日本学術会議をはじめ、日本看護系大学協議会、日本私立大学協会、日本私立学校振興・共済事業団、中央教育審議会、大学設置・学校法人審議会等諸機関の活動状況の把握をし、必要な提携・協力及び支援活動を企画・

実施

③啓発活動のためのセミナーの実施

④上記①～③に関連する本法人の提言又は要望の案のとりまとめと理事会及び総会への報告

(6) 広報委員会

①本法人の目的の達成に寄与するため会報・その他刊行物の発行

②会員校への情報伝達及び会員校間の情報交換

③本法人の活動の外部へのPRのためホームページの企画運営

④上記①～③に関連する本法人の提言又は要望の案のとりまとめと理事会及び総会への報告

(7) 将来構想検討委員会

①本法人の役割と機能の強化に向け、私立大学としての課題と看護学教育及び看護学研究の具体的な課題の明確化と今後の方向性について具体的方策の提案

②上記に関連する本法人の提言又は要望の案のとりまとめと理事会及び総会への報告
(委員)

第3条 委員は、当該事業担当理事により推薦された会員校教職員又は学識経験者を委員として会長が委嘱する。

2 委員の任期は、定時社員総会の日から翌年の定時社員総会の日までとする。ただし、再任を妨げない。

3 委員は、原則として無報酬とする。

4 委員の氏名は、原則として公開する。

(委員長)

第4条 各委員会には、委員長1名を置くこととし、当該事業担当理事より選任する。

2 委員長は、必要と認めたときは、委員の中から副委員長を指名することができる。

3 委員長は、会議の議長となり、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 各委員会の会議は、必要に応じ、委員長が随時招集する。

2 各委員会の議事のうち、本法人の提言又は要望の案をとりまとめるときは、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の裁決するところによる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議の招集を行わず、書面又は電磁的方法をもって委員の意見を求めることにより、各委員会の決議に代えることができる。この場合においては、委員長はその結果について、各委員に報告しなければならない。

4 委員長は、適当と認める者に対して、参考人として各委員会の会議への出席を求め、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(提言又は要望の案の取扱い)

第6条 前条第2項により本法人の提言又は、要望の案が会長に提出されたときは、理事会の承認を得た上で本法人の提言又は要望として関係方面に提出するなどの活動を行う。

- 2 理事会において前項の審議を行う場合、各委員会の原案を極力尊重するものとし、承認しない場合はその理由を当該委員会委員長に通知しなければならない。この場合、委員長は当該委員会委員に報告するものとする。
- 3 第1項にかかわらず、提言又は要望が緊急を要するときは、理事会の事前承認手続きを省略して、会長は本法人の提言又は要望として関係方面に提出するなどの活動を行うことができる。この場合、会長は当該活動直後の理事会に報告しなければならない。
- 4 委員長は、第1項及び第3項の活動について、その経過又は結果を当該委員会において報告しなければならない。

(議事録)

第7条 各委員会の審議については、その経過及び結果の概要を記録した議事録を作成する。又、各委員会議事録を、事務局に提出する。

(分科会)

第8条 各委員会は、必要に応じて分科会を設け、特定事項について審議し作業することができる。

- 2 分科会の委員は、各委員会で選出する。
- 3 分科会には、委員長を1名置くこととし、分科会の委員の互選により選出する。
- 4 分科会の招集、議決その他の会議の運営は、第5条に準じる。

(その他理事会が必要と認めた委員会)

第9条 定款第59条に規定する委員会が設置される場合、この規程の全部又は一部を適用するか、若しくは別にその委員会のみ適用される規程を設けるかを検討し、理事会の承認を得るものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年10月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年11月23日から施行する。

附 則

この規程は、2019（平成31）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2021年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2023年4月1日から施行する。